

◎新潟県告示第848号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び十日町地域振興局において縦覧に供する。

平成25年7月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 区域の名称

小泉急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱10号と1号を結んだ線に囲まれた区域

十日町市小泉

34番2	1号
2183番	2号
2113番1	3号
2117番1	4号
2120番3	5号
2123番1	6号
58番61地先道路敷	7号
53番1	8号
51番5	9号
44番1	10号